

第3章 計画の基本理念

第1項 第3期計画の評価と課題

第3期計画における施策（基本施策：7項目、施策の展開：20項目）がこれまでどのように推進が図られてきているかを振り返り、今後の課題を見ていきます。

基本施策	施策の展開	実績・評価と課題
心の壁をなくすために （啓発・広報）	障がいについての正しい理解の促進	<p>令和4年度よりピアサポーター等による市民向けの出前講座を実施し、精神障がいについての正しい知識と理解に向けた啓発を進めていますが、より多くの人々に啓発するために出前講座の継続・充実が必要であります。</p> <p>ろう者のコミュニケーション手段である手話が「言語」であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及を目的に平成31年4月に手話言語条例を制定しましたが、継続した啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>共生社会を実現するために障がいのない人の障がい者への理解を深めることが重要であり、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知、障害者週間に合わせた講演会の開催及び障がいがない方と障がい者が一緒に交流することができるカラオケ大会や写真展を開催してきましたが、より多くの方が障がい者への理解を深めるために、今後も継続していくことが重要であります。</p>
	広報活動の推進	<p>令和2年度から広報とちぎに精神障がいの理解促進・普及啓発のために「精神疾患は特別ではない、あなただけではない」というテーマの記事を掲載していますが、引き続き広報とちぎや市ホームページでの啓発が必要です。</p> <p>障がいに対する市民の理解と合理的配慮の実現、ボランティア養成のための手話奉仕員養成講座等を実施してきましたが、多くの市民が気軽に参加できるよう実施方法等の検討が必要であります。</p>
共に生活できる安心して豊かな社会を実現するために（生活支援）	相談支援体制の充実	<p>福祉ニーズの多様化・複雑化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯や単独の相談機関では十分に対応できない制度の狭間の対象者に対して、各相談機関と連携し支援を実施しています。</p> <p>また、連携の強化を図るため、相談支援専門員等を対象とした相談支援ネットワーク定例会や各種研修会において連携をテーマとし、事例を用いた実践的な研修会を継続的に開催しています。</p> <p>多機関協働事業により、複合的な課題を抱える世帯等に対応するため、各相談支援機関の横断的な連携体制を構築する</p>

共に生活できる安心して豊かな社会を実現するために（生活支援）	相談支援体制の充実	<p>と共に、各相談支援機関をつなぐコーディネーター役の相談支援包括化推進員を配置し、対象世帯に対する包括的な支援を実施しています。</p> <p>また、関係する相談支援機関との連携のもと、潜在的なニーズを抱える人へのアプローチを実施しました。</p> <p>複雑・複合的な課題を抱えるケースが増加していることから、各相談機関のさらなる連携の強化が必要ですが、相談支援機関や担当者によって、相談内容を受け止める意識や対応、相談支援機関内での情報共有が不十分なところが見受けられることから、相談支援専門員の資質の向上及び多機関が連携した包括的支援体制を強化することが必要であります。</p>
	自立支援サービスの充実	<p>障がい福祉サービス事業所の情報やその他の社会資源をまとめた「栃木市障がい児者のための社会資源まるわかりガイド」を毎年作成し、市のホームページに掲載し、情報提供を行いました。</p> <p>障がい者の個々の状況や希望に合わせたサービスが利用できるよう「栃木市障がい児者のための社会資源まるわかりガイド」の充実及び地域に不足する社会資源の開発に取り組む必要があります。</p> <p>障がい者の特性やニーズに合わせたサービス等利用計画に基づき、一人ひとりに合わせた適切なサービスの提供を実施しました。</p> <p>利用者に対するサービスの質を高めるため、サービス計画作成を担う相談支援専門員の資質の向上が必要となることから研修会の実施などを進めていく必要があります。また、障がい者が必要なサービスを受けられる権利があることを周知するため、サービス利用のさらなる啓発に取り組む必要があります。</p>
	地域生活支援サービスの充実	<p>「栃木市くらしだいじネット」については、毎年システムの検証評価を行い、サービス事業所向けに実績や課題を報告するくらしだいじネット報告会を実施し、制度の充実を図ってきました。</p> <p>緊急時支援については、緊急時の支援体制、緊急時に備えた支援の充実、緊急時を見据えたチーム作りなどを行い、緊急時がおこらない、おこってもあわてない体制づくりを進めましたが、医療的ケアがある方や強度行動障害がある方などの緊急時の支援体制が整いにくいことから、引き続き市内事業所と連携しながら体制を整える必要があります。また、強度行動障害に対応するため、研修会への参加を進めていくこ</p>

共に生活できる安心して豊かな社会を実現するために（生活支援）	地域生活支援サービスの充実	<p>とも必要であります。</p> <p>親なき後を見据え、将来一人暮らし等の自立生活を目指す障がい者が体験施設で、一人暮らし生活を体験することが出来る一人暮らし体験事業を平成30年度から開始したところでありますが、利用者が増えていないことから、アンケート等で頂いたアイデアを参考に事業内容の見直しや周知等を検討していく必要があります。</p>
	ボランティアやNPO活動の推進	<p>共に支え合う地域共生社会を支えるボランティア人材の育成に向けて栃木市社会福祉協議会と連携して、福祉ボランティア養成講座を実施しボランティアの育成に取り組みました。</p> <p>とちぎ市民活動推進センター「くらら」の活動において、ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のコーディネートを実施しました。また、障がい者支援を行うNPO法人に関する情報を市のホームページ等で市民の皆様への周知を図りました。</p> <p>障がい者の活動を支援するボランティアの育成や組織化に向けた支援に取り組む必要があります。また、ボランティア団体やNPO団体に働きかけを行い、障がい者とボランティア団体等を結び付ける仕組みが必要であります。</p>
人にやさしいまちづくりを進めるために（生活環境）	生活環境の整備	<p>生活環境の整備においては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等に基づき、公共施設の整備を進めてきました。</p> <p>バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関しては、障がい者・高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、生活者・利用者の視点にあわせた対応が求められます。また、公共施設整備などのハード面の整備は進められていますが、今後は、利用者への情報提供や障がい者などの支援を必要とする利用者への理解促進などのソフト面を一体的に取り組む必要があります。</p> <p>大災害時には、公助にも限界があり、被害を最小限に抑えるためには、災害発生後の早い段階での救助が必要となることから、地域住民が自主的な防災活動を行う自主防災組織の育成や設立支援により、地域での共助の体制を整備できるよう啓発を行ってきました。</p> <p>災害時の地域での共助体制の一つである自主防災組織の組織数を増やすため、共助の必要性を周知するとともに設立に向けた啓発を進める必要があります。</p>
	交通環境の整備	<p>障がい者も利用しやすい交通環境を整備するために蔵タクの運行事業者（経営者と運転手）に対し、差別解消のための</p>

<p>人にやさしいまちづくりを進めるために（生活環境）</p>	<p>交通環境の整備</p>	<p>研修会を実施しました。</p> <p>障がい者を理由とする差別の解消のためには、継続的に啓発を実施していく必要があるほか、ふれあいバスの運行事業者（経営者と運転手）に対しても今後実施していく必要があります。</p>
<p>ニーズに応じた教育や療育を進めるために（教育・療育）</p>	<p>相談支援の充実</p>	<p>発達等に心配があり、特別な支援が必要と思われる就学前の子どもの保護者を対象に、就学に関する相談や就学先が決定するまでの説明を行いました。</p> <p>療育施設や医療機関等と連携を図り、特別な支援が必要と思われる子どもの情報共有のため、ケース会議を実施しました。</p> <p>特別な支援が必要と思われる児童生徒については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう「すくすくシート（個別の教育支援計画・個別の指導計画）」を作成し、校内の支援体制がより充実するよう努めました。</p> <p>一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図るため、関係機関とのさらなる連携や、支援情報の引継ぎによる一貫した支援体制を構築する必要があります。</p> <p>関係機関と連携し、児童の障がい特性や成長段階に応じた適切な福祉サービスの提供に向けたコーディネートを実施しました。</p> <p>また、相談支援体制の充実に向けて、障がい児福祉サービス事業所連携会議を開催し、関係機関との連携強化や、障がい児支援の現状及び課題の把握に努めました。</p> <p>児童発達支援管理責任者との連携や、他機関とのさらなる連携、相談支援専門員の支援の見立て（アセスメント力）や家族支援力等が課題となっていることから、引続き相談支援ネットワーク定例会や障がい児福祉サービス事業所連携会議において研修会や交流会等を開催し、他機関との連携強化や、障がい児支援に関する知識及び技術の向上を図る必要があります。</p>
	<p>保育体制の充実と療育体制との連携</p>	<p>障がい児受入れのための特別支援保育審査会による審議、保育の質の向上のための特別支援保育士研修会の実施、情報共有化のための支援児担当者交流会の開催及び療育施設見学会を開催しました。また、保護者支援のための講演会を開催しました。</p> <p>就学前の児童の受入れや障がいの特性に応じた保育を行うために保育士の資質向上等を引続き進める必要があります。</p>

	<p>本人の状況を把握した教育環境の充実</p>	<p>発達等に心配があり、特別な支援が必要と思われる就学前の子どもの保護者を対象に、就学に関する相談や就学先が決定するまでの流れの説明を行いました。子どもたちが安心して学校生活を送れるように、保護者の承諾を得た上で、療育機関や幼稚園、認定こども園、その他関係機関と情報共有を図りました。</p> <p>子どもたちの障がいの状況、子どもや保護者の思いは様々であり、一人ひとりの障がいの状態等に応じた、きめ細かな指導・支援の充実のため、関係機関とのさらなる連携や、支援情報の引継ぎによる一貫した支援体制を構築する必要があります。</p>
<p>ニーズに応じた教育や療育を進めるために (教育・療育)</p>	<p>生涯学習活動の促進</p>	<p>共生社会の実現を目指し、障がい者の社会参加の促進及び障がいのない方と障がい者が一緒に参加し、障がい者への理解を深めていただくため、文化的要素のカラオケ大会や写真展、スポーツ的要素の車椅子ダンス教室などを開催しました。</p> <p>また、フライングディスクなどの障がい者スポーツを通して、障がい者への理解を深めてもらい、地域で開催される講座においてフライングディスクが取入れられるなど、障がい者スポーツへの関心が高まっています。</p> <p>共生社会を実現するために、障がい者への理解を深めていくには、多くの方に、また、特に若い世代に行事等に参加していただくことが重要であることから、行事等の情報発信に関して、SNSを活用するなど、効果的な方法で周知を図っていくことが必要となります。</p> <p>障がい者の自主的な学習活動を支援するために、図書館での朗読活動の支援や市民向け講演会において手話通訳や要約筆記者を配置しました。今後は、朗読活動を担う人材の育成に取り組んでいく必要があります。</p>
<p>自立・社会参加を進めるために (雇用・就業)</p>	<p>就労支援の充実</p>	<p>障がい者が経済的に自立するため、公共職業安定所などの労働行政関係機関、民間企業と連携しながら、就労希望者に対して、事業所の紹介や、事業所見学の調整、手続き関係の補助等、就労に向けたサポートを実施しました。</p> <p>福祉的就労として障がい福祉サービスを利用した就労支援（就労継続支援A型・B型）の支給決定や一般就労に向けた支援としての就労移行支援の支給決定を行いました。</p> <p>就労継続支援B型のサービス利用者、生活介護のサービス利用者の工賃向上のため、庁内をあげて物品や役務を障がい者施設に発注する優先調達を推進しました。また、優先調達には該当しませんが、市職員が障がい者施設から積極的に昼食の弁当を発注しています。</p>

自立・社会参加を進めるために (雇用・就業)	就労支援の充実	<p>障がい者が仕事を継続していくためには、障がいに対する周囲の理解が必要であることから、引続き事業主等への理解促進を図っていく必要があります。</p> <p>就労移行支援事業所が市内に1か所しかなく、障がい者のニーズにあったサービスが充足していないため、通える事業所を増やしていく必要があります。併せて、障がい者施設での新たな商品開発や物品・役務の発注を民間に拡大するなど工賃向上の取組みを進める必要があります。</p>
	雇用支援の充実	<p>障がい者の一般就労に向けた支援としての就労移行支援の支給決定、職場への定着支援としての就労定着支援の支給決定を行いました。</p> <p>障がい者雇用の場を増やすため、雇用主に対する啓発等の取組みをより充実させていく必要があります。</p>
健やかに暮らすために (保健・医療)	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	<p>乳幼児健診、健康診断、特定保健指導等を行い疾病等の予防及び早期発見に継続的に取り組んでおり、乳幼児健診の受診率は高い一方、健診受診率等は伸び悩んでいる状況であるため、継続的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員による相談体制を整えるとともに、必要に応じ専門機関に情報提供を行う等、きめ細かな支援を医療機関等とも連携しながら、本人及び家族への障がい受容への支援を行いました。また、家族等からの相談に対し、医療機関の紹介、障がい福祉サービスの説明等を行い、適切な相談を実施しました。</p> <p>医療機関とさらに連携を図りながら適切に医療につながる体制作りを進める必要があります。また、障がい受容がない段階における公的なサービスが不足しているため、障がいの有無にかかわらず利用できるサービスの検討を行う必要があります。</p>
	障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	<p>障がい者やそのご家族の相談に応じ、障がい者が地域で安心して生活を送ることが出来るよう医療機関などの関係機関と連携しながら福祉サービス等の利用に向けて相談支援を行いました。また、必要に応じて市内相談支援事業所のバックアップを行いました。</p> <p>障がい福祉サービスの利用に向けた相談体制を整え、個別ケースに応じた障がい福祉サービスの説明を行うとともに、手帳交付時に手当・障がい福祉サービス・医療サービス等の情報提供を本人及び介護者に行いました。</p> <p>障がいに対する適切なサービス利用につなげるために、家族等に対する障がいの理解促進をさらに進めていく必要があります。</p>

健やかに暮らすために (保健・医療)	障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	<p>ひきこもりの状態にある人は、精神疾患や発達障がいなどをかかえている場合もあり、必要に応じて適切に医療機関の受診につなげることが求められています。また、支援が必要にも関わらず、本人の拒否等で福祉サービス等の利用につながらないケースがあります。</p> <p>市で給付決定を行う日常生活用具については、社会情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められており、他自治体の状況等も参考にしながら充実を図っていくことが必要となります。</p>
	健康づくりの充実	<p>障がい者の医療費負担の軽減を図るための重度心身障がい者医療費助成制度について、手続きを簡略化するため平成29年度から現物給付を導入しました。また、令和4年度からは、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者として加えました。</p> <p>重度心身障がい者医療費助成制度の対象要件を満たしているにもかかわらず、受給資格の登録を行っていない方（未登録者）への対応が必要となります。</p>
地域での共生を進めるために (権利擁護・情報の保障)	権利擁護のための取組み強化	<p>障がい者虐待防止に関するさらなる意識向上のため、施設長や管理者を対象とした虐待防止研修を実施しました。</p> <p>知的障がいや精神障がいにより判断能力が低下した方に対する成年後見制度利用の相談や申立て支援の実施、費用負担が困難な方に対する申立て費用の支援及び成年後見人等への報酬助成を行いました。</p> <p>事業所内で研修内容の共有が行われていない可能性もあり、虐待防止の意識を支援者全体に広げていくことが必要となります。</p> <p>共生社会の理念の普及及び障がい者に対する理解の促進のため、栃木市手話言語条例を制定しました。また、ろう者の情報保障及び社会参加機会の確保のため手話通訳者、要約筆記者の派遣を行いました。</p> <p>障がい者と相互理解の推進のため手話言語条例を含め障がいの理解を深める場の提供を検討し、啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>障がい者への差別解消を目的に蔵タクの運行事業者を対象に研修会を開催しました。</p> <p>差別解消の取組みは継続的に粘り強く進める必要があります。今後は、障がい者の日常生活に関わる他の業種にも研修の機会を広げて行く必要があります。</p>

地域での共生を進めるために（権利擁護・情報の保障）	情報提供の充実	<p>障がい者の福祉サービスの自己選択や自己決定を促すため、市内の社会資源をまとめた「栃木市障がい児者のための社会資源まるわかりガイド」を作成し、ホームページ等で公開しましたが、ホームページを閲覧することが出来ない方に対する情報発信の方法を検討する必要があります。</p> <p>ろう者の意思疎通支援と情報提供機会の確保を目的として、障がい福祉課への手話通訳者の配置、筆談ボードや音声文字入力及び遠隔手話通訳に対応できるタブレットの導入を行いました。</p> <p>手話通訳者不在の際のろう者の申請・相談対応については、遠隔手話通訳に対応できるタブレットの活用等によりコミュニケーションに支障が生じない対応ができるよう取り組む必要があります。</p> <p>障がい者への情報提供については、従来の広報紙やホームページの他に、現在有効なツールとなったSNSなどを活用し、情報提供を行いました。また、障がいの状況により、利用できるサービスや該当となる手当が異なることから、手帳交付時の窓口での面談が効果的であるため、一人ひとり丁寧な情報提供を行いました。</p> <p>情報提供ツールの進化がめざましいため、一人ひとりに対応できる情報ツールを常に検討する必要があります。</p>
	意思疎通支援体制の充実	<p>ろう者の申請時の手話による意思疎通支援、相談対応のために手話通訳者の配置を行いました。また、ろう者の情報保障や社会参加機会の確保のため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行いました。</p> <p>手話通訳者不在の際のろう者の申請・相談対応及び緊急時の迅速な情報伝達手段の構築についても取り組んでいく必要があります。</p>

第2項 アンケート・ヒアリングなどから見えてくること

計画策定にあたり、障がい者手帳を所持する方等へのアンケート及び障がい福祉サービスを利用する方や障がい福祉サービス事業所で支援に従事する職員へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会を実施し、次のように考察しました。（資料編のグラフ参照）

（1）地域で暮らしていくために（生活・福祉サービス・環境整備・就労）

<アンケートから>

- ・5年後どこで生活したいかについては、「自宅で暮らしたい」が76.8%と最も多く、次いで「貸家・アパートで暮らしたい」が8.1%となっています。
- ・療育手帳所持者の5年後どこで生活したいかについては、「グループホームまたはサービス付き高齢者向け住宅で暮らしたい」「福祉施設（障がい者支援施設、老人福祉施設）で暮らしたい」の割合が他の障がい手帳所持者に比べ多くなっています。
- ・福祉施設で生活したい理由については、「介護を行う家族が高齢である。または介護者がいない」が44.8%と最も多く、次いで「施設等の見守りを必要としている。」が34.5%となっています。
- ・平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている（余暇活動をしている）」が47.4%と最も多く、次いで「家事をしている」が28.0%となっています。
- ・外出する際の移動手段については、「自家用車（本人または家族の運転）」が79.1%と最も多く、次いで「自転車・徒歩」が28.1%となっています。
- ・収入を得て仕事をしている人は、24.4%で、勤務形態については、「パート・アルバイトなどの非正規雇用」が36.6%となっており、次いで「正規雇用」が23.6%となっています。
- ・収入を得ている人の収入については、「一般就労所得」が86.2%と最も多く、次いで「障害者年金等の年金」が25.2%となっています。
- ・収入を得ていない人は全体の75.6%ですが、その内「仕事をしたい」が20.6%、「仕事はしたくない」が15.6%、「心身の状況でできない」が36.7%となっています。
- ・利用している障がい福祉サービス等の上位は、「通所介護（介護保険）」「就労継続支援A型・B型」「日中一時支援」となっています。今後利用したい障がい福祉サービス等の上位は、「短期入所（ショートステイ）」「同行援助・行動援護・移動支援」「訪問介護（介護保険）」及び「施設入所（特別養護老人ホーム等）」となっています。
- ・障がい福祉サービスを利用して良かったことについては、「生活リズムが整い、規則的な生活が送れるようになった」が50.0%で最も多く、次いで「家庭での介護する人の負担が減った」が44.4%となっています。
- ・障がい福祉サービスを利用して不便なことや困ったことについては、「特に困ったことはない」が17.1%と最も多く、次いで「どこの事業者が良いかわからない」が6.3%と多くなっています。

<ヒアリングから>

- ・障がい者の保護者からは、親なき後の生活の場として、グループホームが必要である。また、

慣れ親しんだ事業所でお世話になりたい。

- ・ヘルパー事業所の数が少ないため、通院介助・生活介護のサービス利用に関して苦勞している。
- ・就労支援B型を利用しているが、就労支援A型事業所が見つければ利用したいと思っており、将来的には一般就労をしたいと思っている。
- ・事業所までは、両親の送迎で公共交通機関は利用していないが、両親の高齢化に伴い送迎が厳しくなるとふれあいバスや蔵タクの利用が増えてくると思う。

<懇談会から>

- ・重度障がい者の家族がグループホームを望む声は聞いているが、看護師の夜間配置など運営上の課題も多いため行政からの支援が必要であると考える。
- ・障がい者就労については、市内企業からの求人等がほとんどない状況であり、企業の採用に対する意識が低いと感じる。

【考えられる必要な支援策】

障がい者の地域での生活については、これまで暮らしてきた地域で暮らし続けたいと思う障がい者が多い状況の中で、障がい者の生活を支えている介護者の年齢が65歳以上の家庭が37.6%となっており、介護者の高齢化に伴い、生活の場を施設やグループホームなどに移行したいと考えている障がい者もいる状況であります。

障がい者の生活の場は、障がい者本人の考えや家族・介護者の状況に伴って、変わっていくことが考えられます。そのようなことから、障がい者の様々なニーズに対応できるよう障がい福祉サービスをさらに充実させていく必要があります。

また、強度行動障害に対する支援体制については、支援ニーズの把握及び課題整理を行い、福祉施設と連携した支援体制の整備について取り組む必要があります。

障がい者の外出時の移動手段に関しては、79.1%の方が自家用車での移動となっておりますが、障がい者本人や介護者の高齢化に伴い、鉄道・ふれあいバス・蔵タクなどの公共交通機関の需要が高まることから考えられるため、公共交通機関の維持と利便性の向上に取り組む必要があります。

さらに、障がい者が地域で自立した生活をするためには、経済的な自立が必要となることから、就労に向けた支援の充実を図るほか、市内事業所への障がい者雇用の啓発等に取り組む必要があります。

(2) 医療的ケアが必要な方のために

<アンケートから>

- ・現在受けている医療的ケアについては、「服薬管理」が15.9%、「ストマ」が6.0%、「人工透析」が5.2%となっています。
- ・医療的ケアで困っていることは、「特に感じていない」が38.7%と最も多く、次に「通院・通学先が遠い、少ない」が10.5%、「家族以外の支援者・介助者が少ない」が8.9%となっています。

<ヒアリングから>

- ・医療的ケアの介護では、医療用のテープ、夜間のおむつ、点滴パックの消毒液など医療費以外の負担があるため、購入に関する支援があると良い。
- ・医療的ケア児者が入所できる施設の整備と医療機関で一時預かりを行ってもらえるよう働きかけをして欲しい。

<懇談会から>

- ・障がい者支援の仕事を魅力ある仕事であることをPRしていくとともに、看護師などの専門職の育成に行政も取り組んでほしい。
- ・重度障がいや医療的ケアが必要な人を受け入れるサービス事業所が少ない。(受入れ日や受入れの条件が合わないと利用が難しい状況)

【考えられる必要な支援策】

医療的ケアが必要な障がい者については、医療機関や訪問系医療サービスなどが連携した医療的ケアが充実しておりますが、24時間体制で介護を担っている家族(特に母親)の介護負担が大きい状況であります。

介護者の病気や災害時などの緊急時の対応についても、医療専門職の配置の関係から障がい福祉サービス事業所での一時預かりが難しく、レスパイトのための短期入所の確保について医療機関と連携しながら取り組む必要があります。

また、介護者が亡くなった後も医療的ケアを継続しながら、生活できる入所系のサービスの確保についても検討する必要があります。

(3) 緊急時に備えるために（災害）

<アンケートから>

- ・災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が39.3%、「できない」が36.3%となっています。
- ・近所にあなただを助けてくれる人はいるかについては、「いる」が27.2%、「いない」が32.9%となっています。
- ・災害時にどんな人の助けがあれば良いかについては、「ご近所の方」が50.0%と最も多く、次いで「別居している親族、家族が」47.0%となっています。

<ヒアリングから>

- ・災害時などは、介護者（母親）が避難所に連れていくことができるが、点滴を行っている場合は、同居の家族の協力がないと避難できない。
- ・災害時に避難所へ避難することはできるが、酸素吸入の電源を確保できない場合は、避難所にいられない。

<懇談会から>

- ・重度障がいや医療的ケアが必要な人に対する、災害時支援（救助、ケア体制）の整備を進めて欲しい。
- ・医療的ケアが受けられる避難場所の確保や避難場所を事前に決めておく制度などを整備して欲しい。

【考えられる必要な支援策】

本市においては過去2度の被災経験による防災意識の高まりにより、58.9%の人が避難場所を知っている状況であります。

また、災害時に一人で避難ができない人も36.3%おり、半数の人が災害時にご近所の方の手助けを望んでいます。

災害が発生した場合は、ご近所や自治会などの、より身近な人たちの互助の力が必要となることから、自主防災組織や自治会等での支え合い活動などの体制整備を推進していく必要があります。また、重度の障がいや医療的ケアが必要な人については、事前に個別避難計画の策定を進める必要があります。

(4) よりよい生活につなげていくために（相談・情報）

<アンケートから>

- ・悩みや困ったことを相談する相手について、「家族や親族」が73.0%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.0%となっています。
- ・障がいのことや福祉サービスなどに関する情報について、「市の広報紙、市のホームページ」が33.3%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が26.4%となっています。
- ・情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で困ることについて、「うまく質問できない、伝えられない」が20.6%と多くなっています。

<ヒアリングから>

- ・障がい者向けサービスについてサービスごとのパンフレットではなく、総合的なパンフレットがあるとうれしい。
- ・障がい者に対する各種手当や支援制度について、自分から調べないといけないので、支援制度の周知を分かりやすくしてほしい。

<懇談会から>

- ・障がい者相談支援専門員（相談員）が保護者の思いを汲み取り、親身になって対応してくれる相談員が少ないし、知識や情報量など質に個人差がある。
- ・介護者（親）としては、相談員に関する情報が乏しいことから、最初に関わる相談員の能力等によっては、思ったようなサービス利用につながらない。また、他の相談員に変更したくても変更できないのが実態である。

【考えられる必要な支援策】

障がいに関する相談については、事業所の相談支援専門員などが相談窓口となることから、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な相談、助言、研修会を実施し、人材育成や他機関、多職種との連携を強化する必要があります。

また、福祉サービスに関する情報などについては、障がいの特性に応じた情報伝達方法の配慮が必要となります。全ての障がい者に対して正確な情報が伝わるよう様々な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に心掛ける必要があります。

(5) 権利を守っていくために（啓発・権利擁護）

<アンケートから>

- ・差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が25.0%となっています。療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者では、約4割が「ある」となっています。
- ・栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の認知については、「まったく知らない」が70.2%となっています。
- ・成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が34.3%となっています。

<ヒアリングから>

- ・成年後見制度の利用が必要な障がい者に対する申立て等の手続きや、成年後見制度が必要であることの理解を得ることが難しい。
- ・障がい者差別解消のための合理的配慮に関してもっと分かりやすく周知してはどうか。

<懇談会から>

- ・障がい児の親は将来的に成年後見制度の利用が必要となるので、制度の周知を行ってほしい。相談先など分からないことがあるので併せて周知をお願いしたい。

【考えられる必要な支援策】

障がいを理由とする差別を受けたことのある人が4人に1人となっています。また、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例について全く知らないが7割を超えています。

障がい者への差別の解消には、障がいを正しく理解することが最も重要であるため、広報、講演会及び出前講座などを通して市民への障がいへの理解促進をさらに進める必要があります。

また、事業所による差別解消に向けた合理的配慮が義務化されることを受け、本市条例も同様に改正することから、市内の事業所に対して合理的配慮の義務化の周知等に取り組む必要があります。

(6) 福祉のまちづくりへの障がい者のニーズ（アンケートから）

障がい者にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

【身体障害者手帳】	
	①道路・建物・駅などの整備（スロープ、手すり、トイレ、エレベーター等）
	②障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	③在宅サービス・通所サービスの充実
【療育手帳】	
	①障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	②在宅サービス・通所サービスの充実
	③障がい者に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援
	③災害時支援体制の充実
【精神障害者保健福祉手帳】	
	①障がい者への就労や生産活動の機会の提供
	②障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	③相談機能の充実
【指定難病（特定疾患）受給者証】	
	①障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発
	①災害時支援体制の充実
	③道路・建物・駅などの整備（スロープ、手すり、トイレ、エレベーター等）
【障がい児】	
	①学校等における福祉教育の充実
	②相談機能の充実
	③早期発見・早期療養サービスの充実

第3項 基本理念

本市のまちづくりの指針となる第2次栃木市総合計画の基本構想では、「子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてるまち」を福祉・医療・健康の基本方針とし、子育て環境の充実、医療体制の強化及び誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域共生社会の仕組みづくりを進めることとしています。

また、本市福祉分野の上位計画である第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標では、福祉分野が共通して取り組む必要のある地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助・公助の4つの助を共有し、地域自らが考え、地域自らが解決していく地域力の強化の推進と複合化・複雑化する生活課題に対して、適切な福祉サービスを提供できる全世代型の包括支援体制の更なる充実を進めることとしています。

障がい福祉分野においては、地域で暮らすすべての人たちが、障がいや障がい者を理解し、地域社会を構成する一員として、お互いを認め合い、支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会を構築していくことが重要となります。

本計画では、第2次栃木市総合計画の基本方針及び第2期栃木市地域福祉計画の基本目標とともに障害者基本法の理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を現実のものとするために栃木市障がい福祉プランの基本理念を次のように定めます。

すべての人がいきいき暮らす
やさしさあふれる あったかとちぎ

SDGsへの貢献

SDGsは、国連で採択された令和12年を達成期限とする持続可能な世界を実現することを目指した17の目標です。本計画においても、各施策にSDGsの理念を取り入れ「誰一人取り残さない」社会の実現を目指していきます。

SDGsの17の開発目標

	<p>目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>目標4 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>目標5 男女の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p>		<p>目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。</p>
	<p>目標7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p>目標8 すべての人々のための包括的かつ持続可能な経済成長、雇用、働きがいのある人間らしい仕事を推進する。</p>		<p>目標9 強靱なインフラを整備し、持続可能な産業を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。</p>
	<p>目標10 国内及び国家間の不平等を是正する。</p>		<p>目標11 都市を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p>		<p>目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p>
	<p>目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。</p>		<p>目標14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>		<p>目標15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。</p>
	<p>目標16 公正、平和かつ包括的な社会を推進する。</p>		<p>目標17 持続可能な開発に向けてグローバルパートナーシップを活性化化する。</p>		

第4項 施策の体系

基本理念

基本方針

施策の展開

「すべての人がいきいき暮らす
やさしさあふれる
あったかとちぎ」

1 心の壁をなくすために
(啓発・広報)



- 1 障がいについての正しい理解の促進
- 2 広報活動の推進

2 共に生活できる安心で豊かな社会を実現するために
(生活支援)



- 1 相談支援体制の充実
- 2 自立支援サービスの充実
- 3 地域生活支援サービスの充実
- 4 ボランティアやNPO活動の推進

3 人にやさしいまちづくりを進めるために
(生活環境)



- 1 生活環境の整備
- 2 交通環境の整備

4 ニーズに応じた教育や療育を進めるために
(教育・療育)



- 1 相談支援の充実
- 2 保育体制の充実と療育体制との連携
- 3 本人の状況を把握した教育環境の充実
- 4 生涯学習活動の促進

5 自立・社会参加を進めるために
(雇用・就業)



- 1 就労支援の充実
- 2 雇用支援の充実

6 健やかに暮らすために
(保健・医療)



- 1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 健康づくりの充実

7 地域での共生を進めるために
(権利擁護・情報の保障)



- 1 権利擁護のための取組み強化
- 2 情報提供の充実
- 3 意思疎通支援体制の充実

第5項 ライフステージでとらえた障がい福祉施策

ライフ ステージ	目 標	基本 施策	福祉サービスの内容（例）
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの早期発見と早い段階からの療育 ・保護者の不安軽減 ・年齢で途切れない支援体制 ・相談支援の充実 ・地域における子育て支援 ・保護者との情報交換 ・障がいの理解促進 ・医療的ケア児支援の連携体制構築 ・支援者の資質向上 <div data-bbox="384 1032 691 1272" style="text-align: center;">  </div>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>6</p> <p>7</p>	<p>乳幼児健康診査 健診事後教室</p> <p>乳幼児発達相談</p> <p>5歳児発達相談</p> <p>こどもなんでも相談窓口</p> <p>医療相談</p> <p>巡回相談</p> <p>スキルアップ研修</p> <p>ペアレントトレーニング</p> <p>保育所・認定子ども園等</p> <p>児童発達支援センター（児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）</p> <p>未就学児ことばの教室</p> <p>居宅介護・重度訪問介護</p> <p>重度障がい者等包括支援</p> <p>短期入所</p> <p>補装具費の支給・日常生活用具給付</p> <p>日中一時支援事業</p> <p>同行援護・行動援護・移動支援</p> <p>障がい児入所支援</p> <p>こども医療費助成</p> <p>自立支援医療（育成医療）</p> <p>小児慢性特定疾病医療費助成</p> <p>未熟児養育医療</p> <p>未成年後見制度</p> <p>特別児童扶養手当等の手当 等</p>
	学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉との早期からの関わり ・保護者の不安軽減 ・年齢で途切れない支援体制 ・地域での交流促進 ・本人の状況を把握した適切な教育環境の提供 ・障がいの理解促進 ・医療的ケア児支援の連携体制構築 ・支援者の資質向上 	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>6</p> <p>7</p>

ライフ ステージ	目 標	基本 施策	福祉サービスの内容（例）
学齢期			日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 同行援護・行動援護・移動支援 障がい児入所支援 意思疎通支援事業 こども医療費助成 自立支援医療（育成医療） 小児慢性特定疾病医療費助成 未成年後見制度 特別児童扶養手当等の手当 等
成年期	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の有効活用及び不足している社会資源の開発 ・年齢で途切れない支援体制 ・就労支援 ・障がいの理解の促進 ・地域での交流促進 	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	相談支援（特定・一般） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A・B型 地域活動支援センター 居宅介護・重度訪問介護 重度障がい者等包括支援 短期入所 療養介護・生活介護 補装具費の支給・日常生活用具給付 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 同行援護・行動援護・移動支援 意思疎通支援事業 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 自動車改造助成事業 自立支援医療（更生医療・精神通院） 重度心身障がい者医療費助成 難病医療費助成 成年後見制度（利用支援事業） 障害基礎年金・障害厚生年金 等 特別障害者手当等の手当 等
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に配慮した介護サービスの提供 ・社会資源の有効活用及び不足している社会資源の開発 ・年齢で途切れない支援体制 ・就労支援 ・障がいの理解の促進 ・地域での交流促進 	① ② ③ ④ ⑤	相談支援（特定・一般） 就労継続支援B型 介護保険・高齢者福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護 重度障がい者包括支援 短期入所 療養介護・生活介護 補装具費の支給・日常生活用具給付 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 同行援護・行動援護・移動支援 意思疎通支援事業 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 自立支援医療（更生医療・精神通院）

ライフ ステージ	目 標	基本 施策	福祉サービスの内容（例）
高齢期		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">7</div>	重度心身障がい者医療費助成 難病医療費助成 成年後見制度（利用支援事業） 障害基礎年金・障害厚生年金 等 特別障害者手当等の手当 等

第6項 サービス・事業内容

各種の障がい者福祉サービスと事業内容は次のとおりです。

・障がい児保育

集団保育が可能な障がい児について、社会への適応力を効果的に伸ばすため、障がいを持たない児童との交流保育を行います。

・特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

・放課後児童健全育成事業

保護者が、就労等により昼間家に居ない小学校に就学している児童に対し、健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場の提供を行います。

・児童発達支援・放課後等デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

・保育所等訪問支援

保育園や認定こども園等に通園する子どもに対し、身の周りの自立や友だちと遊ぶ力をつける支援を行います。

・居宅訪問型児童発達支援

外出が困難な未就学重度障がい児に対し、自宅への訪問による発達支援を行います。

・医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作指導、知識技能付与、集団生活への適応訓練を行います。

・児童発達支援センター

障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適用のための訓練を行います。

・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・ 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・ 就労選択支援
就労アセスメント手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性にあった就労選択の支援を行います。
- ・ 就労継続支援（A型、B型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・ 地域活動支援センター
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。
- ・ 施設入所支援
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ・ 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ・ 相談支援
障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
- ・ 地域移行支援
施設入所者、精神科病院入院者の地域での生活に移るための住居探しなどに関する相談等の支援を行います。
- ・ 地域定着支援
一人暮らしをしている障がい者の緊急時等の相談支援を行います。

- ・自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム、病院等を利用していた障がい者のうち、一人暮らしに移行したサービス利用者に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活上の課題や体調変化、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。また、利用者からの随時の相談、電話、メールなどへの対応も行います。

- ・就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている人に、課題解決に向けた必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

- ・居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

- ・重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。

- ・同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含）、移動の援護等の外出支援を行います。

- ・行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行います。

- ・移動支援

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

- ・重度障がい者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

- ・療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

- ・生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- ・日中一時支援事業

家族の就労及び介護者の一時的な休息を保障するため、その間の見守り等の支援が必要であると認められる障がい者に対し、宿泊を伴わない範囲で障がい者の日中等における活動の場を確保します。
- ・意思疎通支援事業（コミュニケーション支援）

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。
- ・補装具費の支給

身体障がい者が失われた身体機能を補完または代替するために使う用具の費用の一部を支給します。
- ・日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
- ・訪問入浴サービス事業

在宅の障がい者に対し、家庭における入浴サービスを行います。
- ・自動車改造助成事業

重度身体障がい者の就労等社会復帰の促進を図るため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に適応するよう改善する為の助成を行います。
- ・福祉タクシー料金助成

公共交通機関を利用することが困難な重度の障がい者に対し、福祉タクシー利用の助成を行います。
- ・自立支援医療

心身の障がいを除去、軽減するための医療について、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の給付を行います。
- ・成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で意思能力が乏しく、日常生活を営む上で支障があると認められる者等について、成年後見等の審判を申立てること及び費用の助成を行います。

- ・理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

- ・手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

- ・緊急時支援事業

介護を行う家族等の病気等の緊急時に、居宅での生活ができない障がい者等に対して、短期入所、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、相談支援を行います。

- ・一人暮らし体験事業

地域において一人暮らし等の自立生活を目指す障がい者等に対して、体験施設での生活体験の提供を行います。